

空き家の適正な管理をお願いします

本宮市では「管理不全空家等・特定空家等」に関する判定基準を定めました



本宮市

その空き家、大丈夫ですか？

**空き家を放置すると
固定資産税が
大幅に上がる
可能性があります**



判定基準により、適切に管理されていない空き家は
「管理不全空家等」または「特定空家等」に認定される場合があります。
認定後は、市から指導を行います。

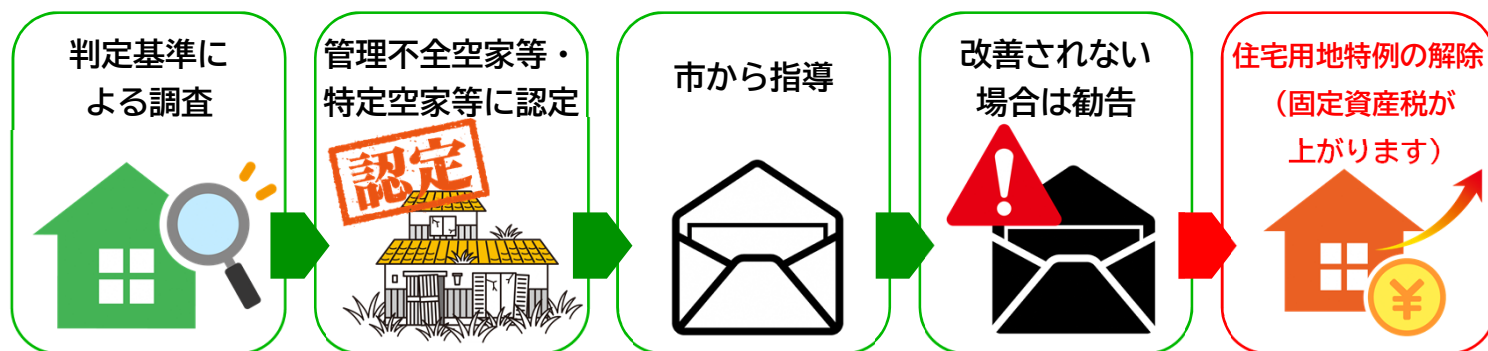


指導を受けても改善されず勧告を受けた場合、
固定資産税の「住宅用地特例」が解除されます。特例が解除されると、
土地の固定資産税が最大で約6倍になる可能性があります。

注記

認定された時点で直ちに解除されるものではありません。
指導後も改善されず、**勧告を受けた場合**が対象です。

空き家に関する手続きの流れ



早めの点検・修繕・除却・相談をお願いします

空き家に関するご相談は
本宮市建設部建築住宅課へ

電話番号 ☎ 0243-24-5393（直通）

受付
時間

8:30～17:15
(土日祝・年末年始を除く)